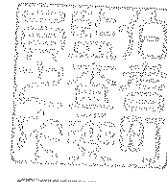


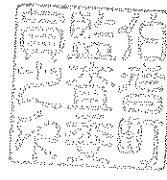


伯監第20号  
平成31年2月13日

伯耆町長 森安保様



伯耆町監査委員 井上望



同 杉原良仁

行政監査報告書

平成31年1月23日行政監査を実施したので、その結果を地方自治法第199条第9項の規定により次のとおり報告する。

記

1 対象

- ・伯耆町清掃センター管理委託状況について

2 監査の結果

指定管理状況調査表を基に、平成30年度までの焼却炉稼働時の指定管理料と平成31年度からの焼却炉の停止後の伯耆町清掃センターの管理委託状況を監査した。

平成30年度までは、清掃センター指定管理料と紙おむつ委託事業が別に支出されているが、平成31年度からは、事務室など一部の管理と紙おむつ処理委託分を合わせて指定管理料に積算されるように計画されており、焼却処理終了に対応した見直しが図られている。また、施設敷地内に設置されている布団等の衣類収集コンテナは引き続き管理が継続される計画となっている。

平成30年度までの指定管理料と紙おむつ業務委託料合計49,677千円が、平成31年度からは指定管理料16,266千円の見込みとなり、33,411千円の減が見込まれる。

ただ、溝口地域の可燃ごみが、基幹整備された南部町・伯耆町で設置しているクリーンセンターで処理することにより、負担金の増加が見込まれているため、ごみの減量に引き続き努力されたい。

以上